σ

の確保に関する特別措置法第33条第2項「1」から「5」までの「②」及び「③」

の規定の適用がある場合には、 の各欄並びに「8」、

-14

同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源

所得税額の控除に関する明細書

事 業 法人名 度 年

①について課される ②のうち控除を受ける 収 額 入 金 所 所 得 税 額 得 税 額 区 分 (1) 2 (3) 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託 及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を 除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受 益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 剰余金の配当 (特定公社債等運用投資信託の 受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係 るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。) 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配 3 割 引 債 \mathcal{O} 償 還 4 差 益 そ 5 0 他 6 剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託 (合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算 所有期間割合 控除を受ける 配 当 等 (9) のうち元本 個 得 (8) × (10) (9) (小数点以下3) (位未満切上げ) 収 入 金 額 所 得 税 額 所 税 額 銘 柄 計 算 期 間 所 期 間 有 別 7 9 12 8 10 11 法 円 月 月 円 に ょ る 場 合 所有元本割合(16) + (17) 配当等の計算 期 末 の 所 有 元 本 数 等 配当等の計算 期 首 の 所 有 元 本 数 等 控除を受ける 所 得 税 額 (14) × (18) 銘 2又は12 所有元本割合 (15) (小数点以下 3位未満切上げ) 所 得 税 額 収入金額 マイナスの' 場 合 は 0) 柄 柄 銘 (場合は (1を超える場合は1) 別 17 19 13 14 15 16 18 簡 円 円 便 法 に ょ る 場 合 その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名	支払者の住所	支払を受けた年月日	収 入 金 額	控除を受ける所得税額	参考
	人位为压力		20	21	
			円	円	
	計				